

第4回臨時会

第4回臨時会が11月27日に開催され、議案10件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

なお、本臨時会で提案された議案は、全て令和5年人事院勧告に基づく人件費の補正及び、関係する町の条例を改正するものです。

- ・ 審議した議案
- ・ 町長行政報告

審議した議案

予算

■ 令和5年度一般会計補正予算(第8号)
3747万円が追加され、予算の総額が60億9266万円になりました。

【主な歳入】
・ 前年度繰越金 3747万円
【主な歳出】
・ 給料(一般職) 1587万円
・ 職員手当等(一般職) 1451万円

■ 令和5年度介護保険特別会計補正予算(第2号)
15万円が追加され、予算の総額が5億3262万円になりました。

■ 令和5年度介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
721万円が追加され、予算の総額が2億6973万円になりました。

【主な歳入】
・ 前年度繰越金 721万円
【主な歳出】
・ 給料(第2号会計年度任用職員) 252万円

・ 職員手当等(一般職) 225万円
・ 職員手当等(第2号会計年度任用職員) 163万円

■ 令和5年度簡易水道事業会計補正予算(第3号)
収益的収入及び支出予算に69万円が追加され、また資本的収入及び支出予算に19万円が追加され、収入予算の総額が7億254万円に、支出予算の総額が7億5966万円になりました。

■ 令和5年度公共下水道事業会計補正予算(第3号)
収益的収入及び支出予算に53万円が追加され、収入予算の総額が3億7536万円に、支出予算の総額が4億246万円になりました。

条例

■ 町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

■ 特別職の給料額及び旅費額並びにその支給条例の一部改正

■ 職員の給与に関する条例の一部改正

■ 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正
■ 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正
これら5件については、令和5年人事院勧告に基づく国の対応に準じ、町職員の給与や手当など関係する町の条例を改正するもので、今回は改正内容が幅広いことから、主な改正内容のみ掲載します。

① 月額給の改定

本年4月の時点で公務給与が民間給与に比べて0.04%下回っていたことから、その差を埋めるため、大卒者の初任給を1万1000円、高卒者の初任給を1万2000円引き上げ、これを踏まえ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で俸給月額を引き上げます。(給料表の改定)

② ボーナスの改定

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間と公務の支給状況を比較したところ、公務の支給月数4・40月に対して、民間の支給割合が4・49月であったことから、公務の支給月数を0・10月引き上げ4・50月とします。

町長行政報告(要旨)

■ 産業廃棄物最終処分場における火災の発生
10月17日午前8時頃に、知来の産業廃棄物最終処分場で火災が発生し、状況としては廃棄物の内部が何らかの原因で発火し、煙が充満したことで火元の特定や鎮火に時間を要し、午後4時頃に鎮火を確認しました。

廃棄物の中には、一部分別されない電池やバッテリー類もあり、それらの破損等による出火事例も多いため、改めて分別の周知徹底を図ります。

■ 第25回サロマ大収穫祭の開催状況
10月1日、トーヨータイヤサロマテストコースを会場に4年ぶりに開催され、来場者約5300人に本町の実りの秋を楽しんでいただきました。

協賛であるトーヨータイヤジャパンのPRブースや、本町と経済交流協定を結ぶ宮崎県都農町からも出店いただき、また11月5日には、都農町産業まつりに本町から15名が訪問し、本町特産品の販売PRと親交を深めました。